

2023年10月19日

大学等以外の所属で認定 URA の
認定申請を検討されている皆様

一般社団法人リサーチ・アドミニストレーター
スキル認定機構事務局

大学の子会社あるいは企業等に所属されている方の申請について

2023 年度前期認定 URA の認定審査実施要項（2023 年 1 月 13 日版）において、申請要件は、下の枠内に記されているように、我が国の大学等における URA の業務経験 3 年以上（過去 5 年以内）を求めています。その要件に記載の「大学等」には大学だけでなく、大学共同利用機関、高等専門学校や国・自治体の研究機関を含みます。

また、附則にあるように、企業、資金配分機関、外国の大学等（以下「企業等」）の業務経験であっても、その業務内容によっては、その経験年数（過去 5 年以内）の 1 / 2 を URA の業務経験の期間に算入できることになっています。したがって、現在の所属が企業等であっても、過去に日本の大学等での URA 業務経験が 1 年以上ある場合は、申請要件内の経験年数を満たす可能性があります。

しかし、大学の子会社であっても、直近の 5 年間、そこでの業務経験しかない場合は、経験年数の条件は満たされません。これが現在の状況です。

一方、最近、大学において、産学連携機能等を機関外に設ける動きがあります。そのため、URA スキル認定機構においては、大学の子会社や大学から業務委託を受けた企業等（以下、「子会社等」）での URA 業務に該当する経験を「大学等」における経験と認めるかという議論を進めることとなりました。ただ、子会社にはいろいろなタイプがあり、委託業務の内容も多岐に渡りますので、議論を踏まえた結論がどのようになるかは予想できません。議論の結果については公表します。子会社等に所属され、認定 URA の認定申請を検討している方は、ご注意願います。

記

【認定 URA 審査実施要項（抜粋）】

(2) 申請要件

認定 URA の申請要件は次の通りです。申請者の職名が URA である必要はありません。

- ① 我が国の大学等における URA 業務の経験が申請期間の締切日時点の直近 5 年間の中で合計 3 年以上あること

② Core レベルの研修を修了していること

①で「大学等」とは、大学だけでなく、大学共同利用機関、高等専門学校や国・自治体の研究機関も含まれます。

また、「URA 業務」とは、URA 業務の範囲が明確に規定できないことから、URA スキル認定制度では広く捉えることとし、各人の業務が URA 業務と考えられるか否かについては、当事者と周りの関係者の判断を尊重します。

なお、①については、経験年数に大学等以外での経験年数を含めることができるとして、次の附則を設けています。

(附則)

我が国の大学等以外（企業、資金配分機関、外国の大学等）での経験は、その業務内容によっては URA 業務の経験年数に含めるが、その場合でも、合計 1 年以上の我が国の大学等での URA 業務の経験を必要とする。

経験年数に算入する我が国の大学等以外での経験とは、その経験が我が国の大学等での URA 業務に資する可能性があるものと広く捉える。具体的には下の例（記載省略、認定 URA の認定審査実施要項をご覧ください）が挙げられるが、これらに限らない。それらに従事した年数の 1/2 を経験年数として算入することができる。

(以下略)